福岡県人権啓発情報センター

2024 はる Vol.95

ヒューマン・アルカディア

多様な個性がつながればもっと大きく羽ばたける

特集

改正 障害者差別解消法
～「合理的配慮の提供」が義務化されます～

障害者差別解消法が改正され、2024（令和6）年4月1日から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

ヒューマン・アルカディア「はる」号では、合理的配慮の提供の義務化におけるポイントを掲載しました。

また、元熊本学園大学教授　東　俊裕さんからは、「障害者差別解消法の普及に向けた取組と課題」についてを寄稿いただきました。

障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会の実現に向けて、わたしたちにできることを考えます。

改正 障害者差別解消法 / 合理的配慮の提供におけるポイントと具体例
福岡県人権啓発情報センター

寄稿 「障害者差別解消法の普及に向けた取組と課題」
元弁護士 / 元熊本学園大学教授 東　俊裕さん

福岡県内の相談窓口（一部掲載）

改正 障害者差別解消法

～「合理的配慮の提供」が事業者にも義務化されます～

※正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）

障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認めあい支え合いながら、ともに生きる「共生社会」の実現が求められています。2013（平成25）年につくられた「障害者差別解消法」は、行政機関や事業者に対し、障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障がいのある人から申出があった場合に、「合理的配慮の提供」を求めることで共生社会を実現しようとしています。

合理的配慮の提供とは

日常生活や社会生活において、障がいのない人は簡単に利用できても、障がいのある人にとって利用が難しく、結果として活動が制限されてしまうことがあります。この活動を制限するバリアを取り除くことを「合理的配慮の提供」といいます。

変わります！ 2024（令和6）年4月1日から『合理的配慮の提供』が事業者にも義務化されます

今回の改正では、事業者における「合理的配慮の提供」が努力義務から**義務**へと変更されます。

改正後

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ⇒ 義務

※「事業者」とは、商業その他の事業を行う企業や団体、店舗であり、目的の営利・非営利、個人・法人を問わない。個人事業主やボランティア活動をするグループも含む。

詳しくは 改正障害者差別解消法 検索

合理的配慮の提供のためのポイント

○ 何が社会的障壁（バリア）となっているのか、よく話を聞く。
○ 社会的障壁（バリア）を除去するために何ができるか、よく話し合う。
○ 対応が困難な場合は、その理由を丁寧に説明する。

合理的配慮の具体例

以下の例は、合理的配慮の一例です。合理的配慮の内容は、障がい特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

声かけ

困っているかもしれないときは、まずは声をかけ、サポートの必要性を確認して対応する。

スペースの確保

ニーズがあった場合、机に備え付けの椅子を片付けて、車いすのまま着席できるスペースを確保する。

筆談などの対応

障がいの特性に応じて、筆談をするためのホワイトボードや、コミュニケーションボードをおく。

ゆっくり、簡潔に

ゆっくりと声かけをし、質問は要点をまとめ、簡潔に問いかける。

合理的配慮の具体事例は内閣府や福岡県庁のホームページに紹介されています。

合理的配慮サーチ　検索

福岡県合理的配慮　検索

合理的配慮における「対話」

合理的配慮の提供にあたっては、障がいのある人と事業者等が**「建設的対話」を重ね、ともに解決策を検討していく**ことが重要です。「前例がない」、「特別扱いできません」、「もし何かあったら…」などの考え方は合理的配慮の提供を断る理由になりません。

寄稿

障害者差別解消法の普及に向けた取組と課題

元弁護士 / 元熊本学園大学教授 **東　俊裕**さん

生後1歳半で小児麻痺となる。弁護士及び当事者として障害者運動に関わる。障害者の権利条約を審議したアドホック委員会の日本政府代表団顧問、内閣府障がい者制度改革推進会議担当室長、熊本地震の際の被災地障害者センターくまもとの事務局長などを歴任し、2023年熊本学園大学を退職したことを契機に弁護士も引退する。

1.共通の物差し

「差別してもいいですか」と聞かれれば、多くの人は「差別は良くない」と答えるでしょう。しかし、さらに、それじゃ「良くないと思われているその差別って、何ですか?　何が差別に当たるんですか?」と問われると、多くの人は答えに窮するのではないかと思います。倫理的には悪いと思っても何が差別に当たるのか、明確な基準を持たない状況のなかで、強いて言えば差別する意思を持って対応する場合が差別になると思われているのかもしれません。

そうなるとその人の意思次第で差別になったり、ならなかったりということになりそうですが、しかし、それでは、障害当事者が感じる差別との間には大きな格差が生じることになります。

ですので、差別をなくすためには、何が差別に当たるのか、当たらないのか、共通の物差しが必要となります。実は、その共通の物差しを提供しているのが、法律に定める差別の定義ということになります。こうした物差しが、明確であればあるほど、多くの人に共有化されて、日々の行動の判断基準として機能しやすくなり、少なくとも理解不足から発生する差別は減少すると思われます。

2.障害者差別解消法の差別とは

障害者差別解消法は、障害者に対する差別として「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の二つの類型を設けました。その上で、前者を禁止するとともに、後者に関して行政機関などは法律施行当初から提供の義務を課すものでした。ただ、事業者については努力義務からのスタートでしたが、本年4月１日からは法律改正によって義務が課されることになりました。障害者差別解消法が施行されたのが2016年4月1日でしたので義務化までにはかなりの時間がかかったことになります。

3.定義の理解を求める取組

しかしながら、この二つの類型は、法律上、あまり

明確とはいえません。そこで、この法律に基づいて策定される基本方針のなかで、不当な差別的取扱いについては、「障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害すること、合理的配慮については、「その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を行うこととといった解説がなされています。

さらに、この基本方針をベースに各省庁は、職員向けの対応要領や所管する事業者向けの対応指針を作成し、事例を示すなど、何が差別であるのかの理解の促進に向けた取組を行ってきました。事業者の合理的配慮の提供が、当初、努力義務にとどめられたのも合理的配慮の考え方が普及するまで猶予期間を設けるためであったわけです。

なお、合理的配慮の提供は社会的障壁を除去するために求められるものです。従来から、障害者にとっての社会的障壁には、物理的障壁、制度的障壁、情報コミュニケーション上の障壁、心理的障壁の4つが指摘されていましたが、法律では「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と規定を置いて、合理的配慮の理解が得られるよう工夫されています。

4.障害者差別に関する国民の意識

以上のような取組があるにもかかわらず、内閣府の障害者に関する世論調査（令和4年11月調査）（https://survey.gov-online.go.jp/r04/r04-shougai/2.html）によれば、障害を理由とする差別や偏見の有無に関しては「あると思う」とする者の割合が88.5%と圧倒的に多く、5年前と比べて改善しているかどうかに関しては「改善されていないと思う」とする者の割合が40.4%にも上っています。さらに、障害者権利条約を「知らない」と答えた者の割合が73.7%、障害者差別解消法についても「知らない」と答えた者の割合が74.6%と約4人に3人は知らないという回答になっています。

障害者権利条約や障害者差別解消法の趣旨や目的から大きく乖離した現実に驚きを隠せませんが、なぜ、このような現状にあるのか、考えなければならない大きな課題です。

5.障害者に対する差別の解消を困難にしている要因

障害者権利条約の批准に向けた法制度の改革のなかで、障害を個人の中に求める医学モデルではなく、障害者にとっての社会的障壁との関わりを重視する社会モデルへの大きな転換を取り入れた障害者基本法とそれを具体化した障害者差別解消法が制定されました。

しかし、多くの人々の意識は未だに、障害を個人が有すべき心身の機能や能力の欠落に求める医学モデルが浸透していると言わざるを得ません。障害者を劣等

な存在に位置づける優生思想が半世紀も続いた優生保護法の実施に伴って社会により深く浸透しました。

その結果、他の人と比べて同じ扱いを受けられないのは、一般の人より心身の機能や能力面において劣るからであって、それは仕方のないこと、ことさら差別しているわけではないという発想になってしまうわけです。

しかも、障害の社会モデルは、個人の内部の問題と言うより、障害者の存在を想定しない様々な社会の仕組みや意識こそが社会的障壁となって、差別の背景や温床になっていることを明らかにしていますが、障害のない人にとってはむしろ便利な仕組みとして映る場合が多く、障害者をその仕組みから排除する結果になるということまでには思いが至らないわけです。

合理的配慮は社会的障壁を除去する手段ですので、こうした社会的障壁の存在が多くの人に可視化されなければ、合理的配慮の問題にも目が向かないことになります。

さらに、日本の障害児教育は、分離教育を基本にしています。ですので、多くの子どもたちはあたかも障害者がいないかのごとき世界で育ちますが、その子どもたちが大人になって知識として障害者の存在を知ったとしても、障害者の直面する現実についての理解は困難だと思います。共に学ぶ教育が行われれば、その体験の中で、障害者が何に困るのか、自然と障害のない子どもにもわかるはずですが、現状はそうではないのです。障害者に対する社会の無関心という見えない壁が増幅され、障害者の社会的孤立が深まっていくことが懸念されます。

6.障害者を排除しないインクルーシブな社会の構築に向けて

そうした現実の反面、バリアフリー法を中心とするバリアを除去する対策が、一般の人にも解放され、障害のない人にとっても大きな利便性をもたらしていることにも注目すべきだと思っています。私の学生の頃の話ですが、そのころ、東京の山手線で今のようなエレベーターや車椅子で利用できるトイレのある駅は皆無でした。しかし、障害者の長い運動を背景に、法律に基づくバリアフリー施策が伸展する中で、この恩恵を受けたのは障害者のみならず、高齢者や妊婦の方、子連れの方など、以前の状態では、公共交通機関や建物を利用するのが困難であった人がこれを利用できるようになりました。このことは、家から外に出て消費活動を伴う人の動きに大きな変化をもたらしました。経済的にも社会に対する大きな貢献となっているわけです。

このことは、合理的配慮の提供にも共通して言えることです。合理的配慮の提供によるインクルーシブな社会の構築は、様々な分野での活動を活発化させ、制約の多かった消費生活の幅を飛躍的に広め、さらに、障害者のみならず、障害以外の種々の困難を抱えた人にも社会参加の機会を増やし、そのことが社会にも貢献するウィンウィンの関係ともなります。こうした前向きの観点から、多くの人々に意識の変化が生まれてくることを期待したいところです。

福岡県内の相談窓口（一部掲載）

（情報は変更される場合があります）

相談内容等（相談窓口の名称）	相談機関	連絡先	相談時間等
障がいのある方に対する虐待行為に関する通報や相談	福岡県障がい者権利擁護センター	092-643-3312	月～金 8:30～17:15
		080-8574-7234	月～金 17:15～21:00
	北九州市障害者虐待防止センター	093-861-3111	24時間対応
	福岡市障がい者虐待通報・届出受付専用ダイヤル	092-711-4496 (FAX)092-738-3382 (メール)gyakutai@fc-jigyoudan.org	
障がいのある方やその御家族が抱える日常生活上の不安や悩み	福岡県障害者社会参加推進センター（障がい者110番）	092-584-6110	月～金 9:00～17:00
障がいのある人及びその家族、その他の関係者からの、障がいのある人への不当な差別的取扱いや、社会障壁の除去に係る合理的な配慮についての相談	障がい者差別解消専門相談	092-643-3143 (FAX)092-643-3304 (メール)shogai@pref.fukuoka.lg.jp	月～金 9:00～17:00
障がいのある方やその御家族などからの様々な相談	北九州市障害者基幹相談支援センター	093-861-3045	24時間対応
障がいを理由とする差別に関する相談を受け付け、事案の解決に至るまでの支援を行う	北九州市障害者差別解消相談コーナー	093-582-5515	月～金 8:30～17:00
障がいのある方やその御家族などからの生活支援に関する相談	東区第1障がい者基幹相談支援センター	092-607-3651	月～金 9:00～17:00
	東区第2障がい者基幹相談支援センター	092-692-2744	
	東区第3障がい者基幹相談支援センター	092-292-5604	
	博多区第1障がい者基幹相談支援センター	092-409-2478	
	博多区第2障がい者基幹相談支援センター	092-589-6292	
	中央区障がい者基幹相談支援センター	092-738-3314	
	南区第1障がい者基幹相談支援センター	092-559-1929	
	南区第2障がい者基幹相談支援センター	092-555-2461	
	南区第3障がい者基幹相談支援センター	092-401-0016	
	城南区障がい者基幹相談支援センター	092-874-7907	
	早良区第1障がい者基幹相談支援センター	092-847-2764	
	早良区第2障がい者基幹相談支援センター	092-834-2006	
	西区第1障がい者基幹相談支援センター	092-885-5060	
	西区第2障がい者基幹相談支援センター	092-806-5259	
障がい者の権利擁護や差別解消に関する相談	福岡市障がい者110番	092-738-0010 (FAX)092-791-7687 (メール)shougai110@c-fukushin.or.jp	月～金 9:00～17:00 第2・第4木曜 12:00～20:00
精神科病院に入院している方やその御家族からの退院請求、処遇改善	福岡県精神保健福祉センター（精神科入院患者ホットライン）	092-582-7402	月～金 8:30～12:00、13:00～17:15
精神科病院に入院している方、そのご家族及び代理人等からの退院請求や処遇改善請求に関する相談	福岡市精神保健福祉センター（福岡市精神医療審査会）	092-722-3858	月～金 9:00～17:00
発達障がいに関する相談	福岡県発達障がい者支援センター（北九州地域）	093-922-5523	月～金 8:30～17:00
	福岡県発達障がい者（児）支援センター（福岡地域）Life	092-558-1741	月～金 9:00～17:00
	福岡県発達障がい者支援センター（筑豊地域）ゆう・もあ	0947-46-9505	月～土 9:00～18:00
	福岡県発達障がい者支援センター（筑後地域）あおぞら	0942-52-3455	月～金 9:00～17:00
	北九州市発達障がい者支援センター（つばさ）	093-922-5523	月～金 8:30～17:00
	福岡市発達障がい者支援センター（ゆうゆうセンター）	092-845-0040	月～金 9:00～17:00
「発達障がい」や「性同一性障がい」に関する悩みの相談	福岡市精神保健福祉センター	092-737-8829	第1・3水曜 10:00～13:00

館長コラム

「自立とは依存しないこと」ではないことについて考える

館長 谷口 研二

高校の新必履修科目「公共」は「自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」、「持続可能な社会づくりの主体となる私たち」という言葉で「18歳イメージ」を示しています。

「持続可能な～」とは、人類と地球の同時破壊を防ぎ、誰一人とり残されることのない豊かで平和な世界を実現するというSDGsが目指す価値観(注1)を共有するということ。

では、「自立～」の方はどうか。

哲学者の鷲田清一さんは、NHK高校講座の資料「真の自立とは」(2012年発表)に“自立とは、他人に依存しない独立(independent)ではなく、いざという時に助け合う相互依存(interdependence)のネットワークをいつでも起動できる準備ができている状態のこと。”(要旨)と書いています。

また、脳性まひの障害がある医師・研究者の熊谷晋一郎さんは取材(2012年)(注2)に応えて“世の中は健常者向けにデザインされていて、健常者はその便利さに依存していることを忘れている。障害者の多くは依存先が親か施設に限られている。自立を目指すなら、むしろ依存先を増やさないといけない。自立とは依存しなくなることではなく、依存先を増やすことだ。”(要旨)と言っています。

私の若いころ、ある青年が「自立が“依存しないこと”なら、脳性まひの私たちは自立できないことになる。自立とは、できることに自信をもってできない人を支援する、できないことに謙虚になってできる人に支援を求める、その適切な相互依存のバランスのことだ」と言ったことを思い出します。この自立生活を目指す青年の40年以上前の提起は、東日本大震災と原発事故(2011年)直後に示された先の二人の提起と重なって、世代を超えてつながる持続可能な社会づくりの原理だったように思えます。

(注1) 当センターで開催した第56回特別展「SDGs-持続可能な開発目標と人権-」も参照ください。

(注2) 「TOKYO人権」2012 winter vol.56(東京都人権啓発センター)

同和問題教室

ヒューマン・アルカディアでは、同和問題について専任の講師がわかりやすく解説を行う同和問題教室を実施しています。

講師による講話と常設展示室の展示解説を通して、同和問題の歴史などを詳しく知ることができ、職場やPTAの研修等にもご活用いただけます。詳しくは当センターまでお問い合わせください。

●JR鹿児島本線 **春日駅から90m**
●西鉄天神大牟田線春日原駅から720m

あなたの声をお聞かせください

ヒューマン・アルカディアに対する質問や要望などをお待ちしています。

TEL：092-584-1271
FAX：092-584-1273
E-mail：f-jinken@fukuoka.email.ne.jp

インターネットを使って施設のご案内などを行っています。
アクセスは、下のアドレスまで。

WEB https://www.fukuokaken-jinken.or.jp/

令和6年3月13日発行

公益財団法人
福岡県人権啓発情報センター
〒816-0804
春日市原町3丁目1-7　クローバープラザ7階
TEL：092-584-1271　FAX：092-584-1273